

令和2年度 社会福祉法人 城陽市社会福祉協議会

●社協会員加入のお願い●

本会では、より身近な地域で、そこに暮らす方々がともに支えあえる地域づくりに向け、日々活動を行っています。

みなさまから寄せられた会費は、本会および各校区社協の活動を実施するための貴重な財源となります。どうぞ、ご協力をお願いいたします。

地域福祉活動計画V 基本理念

あの人の幸せを



①②：民生児童委員さんの協力のもと、一人暮らしの高齢者さん
のご自宅に安否確認も含めお弁当をお届けしています。
③：校区社協のみなさんが調理しているところです。

私の幸せに

写真：ふれあい食事会（青谷校区社会福祉協議会）

本会および校区社協の活動はたくさんの方々の協力のもと実施しています。また、市内各地では様々な地域福祉活動が広がっています。

	種類	金額(年間)
個人	普通会員	500 円/口
	賛助会員	1,000 円/口
	特別会員	3,000 円/口

	種類	金額(年間)
法団 人 体	賛助会員	5,000 円/口
	特別会員	10,000 円/口

※本会は社会福祉法第109条に基づき設置されている公共性の高い民間組織です。
※各校区社協は暮らしやすい地域づくりのため活動されている地域住民組織です。



社会福祉法人 城陽市社会福祉協議会（通称：市社協）

〒610-0121 城陽市寺田東ノロ17番地 福祉センター1F

(TEL) 0774-56-0909 (FAX) 0774-56-2800 (WEB) <http://www.kyoshakyo.or.jp/joyo/>

社協会費の使いみち



は

市社協、



ボランティアフェスティバル 高齢者疑似体験

市社協の活動

社会福祉協議会活動

- ・運営に必要な各種委員会や研修会の実施
- ・福祉ふれあいまつりや社会福祉大会の開催

住民参加型相互援助サービス

- ・日常的な掃除・洗濯・買い物など、生活に支障があり、公的な福祉制度の対象となる世帯に対する有償による助け合い活動（市民の参加と協力による会員組織をつくって行っています。）



福祉サービス利用援助事業

- ・認知症、知的・精神障がい等により判断能力が不十分な方に対して、福祉サービスの利用に関わる情報提供や日常的な金銭管理の支援を実施



広報事業

- ・社協だよりの発行（年4回程度）
- ・ホームページによる情報提供・公開



助成・支援

- ・校区社協活動や拠点整備等への助成
- ・当事者団体(同じ福祉課題を持つ人たちのグループ)への支援
- ・城陽サマースクールにおける障がい児の長期休暇中の遊び場づくりを応援

ボランティア事業

- ・福祉ボランティア活動の支援・育成・啓発（助成・講座の開催など）
- ・市内小中学校15校を福祉協力校に指定し、福祉教育を推進
- ・災害時の住民支援を行う災害ボランティアセンターの運営など



紙おむつ宅配事業 (さわやか宅配便)

- ・電話1本で紙おむつ（大人用）の注文が可能。業者が直接ご自宅まで配送



備品貸出し

- ・車いす、その他福祉関係備品（高齢者疑似体験セット・レクリエーション備品等）を福祉団体や自治会、個人等へ無償貸出し



生活福祉資金の貸付け

- ・低所得者、障がい者または高齢者世帯に、安定した生活を営むことを目的とした、貸付相談窓口を設置しています。



福祉バスの運行

- ・障がい者団体等が福祉目的で行う事業に対し、リフト付きマイクロバスを運行しています。



30% は 校区社協



の運営や活動に活用しています。

ぬくぬく広場（深谷校区社会福祉協議会）

校区社協の活動

※これらの活動は一例であり、校区により異なります。

地域で健康料理教室

- ・「ひとりで食べるよりみんなで食べた方が楽しい！」孤食を減らし、地域の方々に健康に暮らしてもらえるように取り組んでいます。



ふれあいサロン

- ・地域での居場所づくりや仲間づくりを目的に、交流を通して地域の絆を深める取り組みをしています。



孤立防止の見守り訪問活動

- ・声をかけあい、ひとりでも安心して暮らせる地域になるようにと、民生児童委員や自治会等と協力して安否確認に取り組んでいます。



一緒に地域を考える活動 (アンケート・懇談会)

- ・地域にある福祉課題の把握やみんなで支えあう活動づくりに向け、アンケートや懇談会を通して共有しています。

介護・障がい・子ども等交流活動

- ・介護問題や障がい者の社会参加、子育ての悩みなどの諸課題を、その家族や個人の問題としてではなく、地域の問題として捉え、考えるつどいを開催しています。



広報紙発行

- ・校区社協の活動を知っていただき、活動への理解と協力をいただくための広報紙を作成しています。

困りごとお助け活動

- ・地域でちょっとした困りごとを抱えている人を地域の住民同士で助けあえるよう取り組んでいます。



校区敬老会

- ・校区社協が中心になり、小学校区ごとに敬老対象者を地域でお祝いするつどいを開催しています。



その他 市社協の事業

市からの委託事業

地域包括支援センター

【中部地域包括支援センター】
(東城中・城中・南城中圏域担当)

〒610-0121 城陽市寺田水度坂 130 番地
鴻の巣会館 1F・2F
TEL 0774-54-7330

- ・介護予防ケアマネジメント、総合的な相談支援、高齢者の虐待防止などの権利擁護事業、地域のネットワークづくりに関する事業などを実施しています。
- ・地域包括支援センターでは認知症初期集中支援チームなどによる、認知症に関する相談支援・啓発も行っています。



老人福祉センター

【陽寿苑】(城陽市立総合老人福祉センター)
〒610-0116 城陽市奈島川原口 20 番地
TEL 0774-55-1017

【陽東苑】(城陽市立東部老人福祉センター)
〒610-0102 城陽市久世芝ヶ原 131 番地
TEL 0774-53-3700



- ・市内の60歳以上の方の健康増進や教養の向上のための事業を行っています。
また、レクリエーションや生きがいづくりのための場として利用いただけます。

【陽和苑】(城陽市立北部老人福祉センター)
〒610-0101 城陽市平川大將軍 2 番地
TEL 0774-52-9670

【陽幸苑】(城陽市立西部老人福祉センター)
〒610-0121 城陽市寺田乾出北 55 番地 2F
TEL 0774-53-9393



介護保険事業等

訪問介護センター・居宅介護支援事業所

〒610-0101 城陽市平川指月 68 番地
TEL 0774-54-7744

- ・訪問介護事業では身体介護、生活援助にヘルパーを派遣します。障害者総合支援法による派遣も行っています。
- ・居宅介護支援事業では、お体の状態やご家族の状況に適したケアプランを作成します。
- ・その他にも介護保険制度の対象とならないサービスもヘルパー経験者によって行っています。



西部デイサービスセンター

〒610-0121 城陽市寺田乾出北 55 番地 1F
TEL 0774-53-8555

- ・要介護や要支援の認定を受けられた方に、送迎・入浴・昼食のサービスを提供し、リハビリや行事・レクリエーションなどを楽しみいただけます。